

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、大淀町長から次のとおり公共測量を実施することについて通知がありました。

令和四年十二月十三日

奈良県知事 荒井正吾

- 一 測量の目的 公共測量（数値地形図データの修正）
- 二 測量の地域 大淀町全域
- 三 測量の期間 令和四年十一月二十九日から令和五年三月三十一日まで